

巻 頭 言

「私たちを守るもの」

宇田川 芳江

要約筆記者や手話通訳者の派遣をよく利用している。通訳を使って、聞こえないことを気にせず自分の役割が果たせ、学びたいことが学べるのは、自己肯定感が持てるし、自信にもつながる。もう、聞こえない、わからないでうろたえていた頃に絶対に後戻りしたくないといつも考える。

あるとき、通訳終了後、要約筆記者から「宇田川さんの力が発揮できる要約筆記者ができたのだろうか」と呟かれた。子供のころから、聞こえない困った人という扱いに慣れきってしまった私。一人の人間として尊重される喜びと同時に、私が力を発揮するのを要約筆記者が後押ししてくれている、けっして聞こえないことに逃げてはいけないと勇気が湧いてきた。

4月から改正障害者差別解消法が施行され、国や自治体に加え、一般企業（個人事業者やボランティア活動をするグループも含む）にも障害者への「合理的配慮」が義務化された。国は合理的配慮の例として「物理的環境」「意思疎通」「ルール・慣行の柔軟な変更」を挙げるが、明確な基準はなく、企業側に「負担が過重」な場合は除かれる。障害者と共に解決策を探る「建設的対話」が重要といわれる。

催しの主催者に対して、参加したいので要約筆記をつけてほしいと依頼するのは勇気が要る。主催者が手話通訳は知っていても、要約筆記について全く知らない場合は、いちからの説明も必要になってくる。

依頼者として説明力を身につけよう。そしてまずは依頼してみよう。「どこへ頼むのか?」と言われたら、派遣事業体である東京手話通訳等派遣センターを紹介しよう。主催者側と費用や準備などの問題で話が噛み合わない場合は、派遣センターに間に入ってもらうこともできる。お互いに主張しつつも満足できる合意点を探ることが建設的対話になる。

2020年の電話リレーサービス制度化、2022年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立など、私たちが生きていくことを後押ししてくれる法律はできてきている。その法律に命を吹き込んでいくのは私たち。要約筆記や文字情報がつくことが当たり前になるように多くの人の認識を、そして社会を変えていこう。